

岩国市地域づくり協働推進計画（概要版）

令和6年7月

◆ 計画策定にあたって

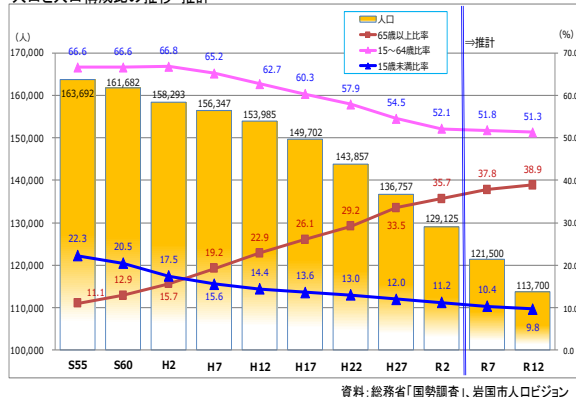
計画策定の主旨

少子高齢化や若年世代の転出による人口減少の進展、家族形態やライフスタイルの変化に伴う地域のつながりの希薄化、老朽化するインフラの適切な維持、頻発する自然災害への備えなど、地域社会をとりまく状況は一層厳しさを増しており、多くの課題を抱えています。

また、生産年齢人口の減少に伴い将来的に厳しい財政状況や深刻な人手不足が見込まれることや、刻々と変化する社会情勢に対応した市民サービスを確保していくことを前提とすると、市民と行政が手を取り合い、自主性を尊重した対等な立場で施策の展開をしていく必要があります。

このため、誰もが住み続けたいと感じる地域を目指し、より活力ある地域づくりに向けて多様な主体による幅広い協働を実現するため「岩国市地域づくり協働推進計画」を策定します。

人口と人口構成の推移・推計



計画の位置付け

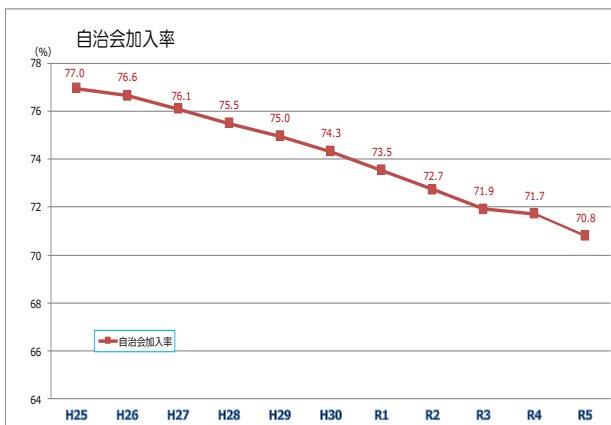
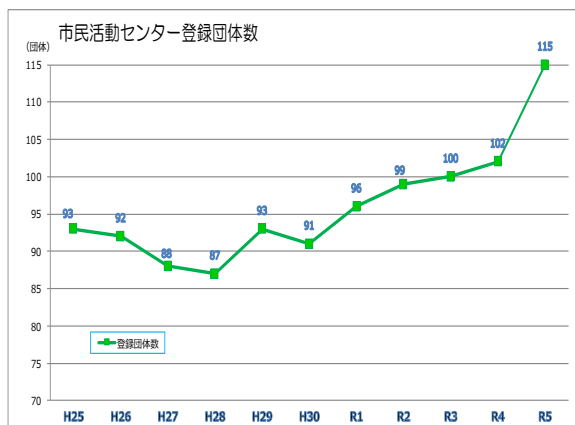
本計画は、「第3次岩国市総合計画（基本構想・基本計画）」に基づき策定するものです。

基本構想では、市民の暮らしを支える5つの基本目標の全てに関連し、また、その土台となる基本目標として、「多様性を尊重し、支えあいと協働で暮らしを支え、育むまち（市民協働・多様性）」を掲げ、地域主体による住みよい暮らしを育んでいく体制を構築することとしています。

計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

◆ 活動団体における状況



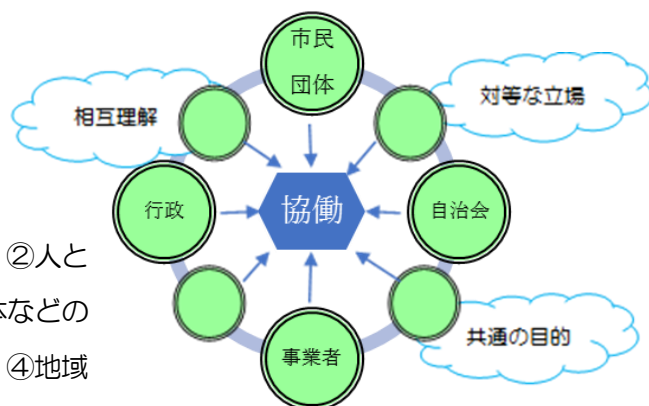
◆ 基本目標

協働の考え方

(1) 基本的な考え方

本市における「協働」とは、「多様な主体が地域課題や社会課題に対し、それぞれの特性をいかし、対等な立場で互いを認め合い高め合いながら、共通の目的に向かって取り組んでいくこと」としています。

協働の意義として、①公共サービスの柔軟性の向上、②人と人とのつながり・ネットワークの形成、③市民活動団体などの様々な主体が地域社会の担い手であるという意識形成、④地域活動などへの市民参画の場の拡大が挙げられます。



(2) 役割分担

①市民の役割

市民一人ひとりは、地域社会の一員であることを自覚し、自主的に地域活動や市民活動に参加するとともに、その公益的な社会貢献活動がより多くの市民に理解され協働の輪を広げていくよう努めるものとする。

②市の役割

市は、市民や事業者等に対して協働への参画する意義の啓発や機会の提供を行い、社会問題や地域課題を解決していけるよう努めるとともに、庁内関係部署が連携しながら、協働による各施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

③事業者の役割

事業者は、地域社会の一員であることを認識し、地域団体、市民活動団体、行政と連携して社会貢献活動への参画・推進に努めるものとする。

目指す姿（基本目標）

岩国市協働のまちづくり促進計画において、これまで取り組んできた「協働」をさらに深化させ、地域や世代、立場を超え、お互いがつながり、支え合うことができる活力ある地域づくりを目指します。

《基本目標》

ともに、つながり・支え合う、
協働による豊かで活力に満ちた地域づくり

◆ 施策の推進

誰もが協働参画できる環境づくり ～基本方針1～

(1) 活動団体の育成支援
① <u>中間支援機能の強化</u> 市民活動支援センターを市民活動の基幹拠点と位置付け、広く認知してもらうとともに、相談対応やコーディネーターの養成などを充実化し、更なる中間支援機能を強化します。
② <u>多様なネットワークの形成</u> 共通の目的の達成に向けて、課題認識の共有や横断的に互いの経験や知識を活かした運営ができるよう、多様な団体や地域コミュニティとのネットワークの形成を促進します。
③ <u>市民活動の自立性・継続性の向上</u> 社会的・地域的な課題の解決のため、様々なアイデアや地域資源を活用した取組みに対して、経営的な視点を取り入れたソーシャルビジネスやコミュニティビジネスへの発展を推進します。
(2) 参画しやすい環境整備
① <u>情報共有の推進</u> 市民活動支援センターによる情報収集機能の充実を図るとともに、その役割が十分認識され、多くの団体の活用が進むよう、情報発信の更なる強化に取り組みます。
② <u>マッチング機能の充実</u> 多様な世代が市民活動や地域活動に参画できるよう、ボランティア活動を含め、関心のある活動や取組みとのマッチングの仕組みや参加するきっかけづくりの環境を整えます。
③ <u>デジタル技術の活用</u> 市民活動団体等がデジタル技術を活用した効率的かつ効果的な広報活動や団体運営ができるよう、SNS等による情報の発信や会員情報共有ツールの活用等のデジタル化の支援を行います。

地域を支えるひとづくり ～基本方針2～

(1) 協働意識の醸成
① <u>協働に関する情報の発信</u> 市民活動や地域団体等に関する情報を、広報誌をはじめ多様な媒体によって発信するとともに、よりニーズの高い講座、講演会を活用して普及啓発に努めます。
② <u>若者の協働意識の向上</u> 地域づくりに若者の視点を取り入れていく取組みや、若者自らが主催するイベント企画や運営等へのチャレンジにつながる支援を検討します。
③ <u>自治会加入率の向上</u> 若年世代や転入者の自治会への加入促進の支援を行うとともに、加入率向上に向け、自治会の連合組織等と連携し、より魅力ある自治会活動をPRするなど効果的な手法を検討します。

(2) 担い手育成・人材活用
① 幅広い人材の育成・活用 地域の外部からの人材活用を図るとともに、活動団体に不足する人材やニーズに対応した専門的なスキル、経験を有する人材のマッチングを支援します。
② 事業者等による社会貢献活動の促進 事業者等が行う社会貢献活動に関するアンケート調査等により、その実態やニーズを把握するとともに、意欲のある事業者等の情報発信や活動に取り組む動機付け等による支援を行います。
③ 協働事業を展開する職員の育成 市職員向け研修の内容の充実や組織内での連携、情報共有を図るとともに、地域貢献活動への積極的な参画及び担い手としての意識を醸成します。

開かれた地域経営の仕組みづくり ～基本方針3～

(1) 自治力向上の支援
① 話し合いの場づくり 地域の活性化や課題解決、地域の将来ビジョン等について、地域づくりワークショップの実施等により、様々な立場や世代の住民が自由に意見を交わせる場づくりを推進します。
② 自立した運営への支援 地域団体が継続して自立的、効果的な運営が図れるよう、講師の派遣や情報提供、団体間のネットワーク強化等の支援や地域づくりに関わる市職員の育成を図ります。
③ 安定した基盤構築 地域団体の安定した運営基盤を構築するため、先進的な事例を参考とした財源確保策の情報提供や、市からの財政支援のあり方等、手法について検討します。
(2) 地域づくり拠点の充実
① 拠点施設の整備充実 地域づくり拠点施設は、地域内における様々な主体が広域的に地域の活性化や課題解決に向けた合意形成を図る拠点として位置付け、適切な維持管理等の施設整備に取り組みます。
② 地域とのつながりの創出 地域づくり拠点施設や地域コミュニティ活動の場を、地域住民の集いや学習、グループ活動の場、イベントや行事による交流の場として提供し、地域とのつながりの創出を図ります。
③ 自主的な管理運営の推進 地域団体がより主体的に自主性のある活動が取り組めるよう、指定管理者制度の更なる活用など、地域の意向を尊重しながら適正な機能、管理運営について検討します。